

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件二件 六四
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 六五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六五
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 六六
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 六七
 - 道路の区域を変更する件 六七
 - 道路の供用を開始する件 六七
 - 福島県公安委員会 六八
 - 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件 六八
 - 福島県選挙管理委員会 六九
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 六九

告 示

福島県告示第八百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ねもとキッズクリニック	白河市立石山二一―四	平成三〇年一〇月一日
しらかわ腎泌尿器内科クリニック	白河市中心山南二―二四	同 日
木村医院	東白川郡矢祭町大字戸塚字山崎一―六一―一	同 日
鈴木歯科医院	石川郡石川町字南町九一	平成二六年七月一日
こくぶ調剤薬局 中町店	会津若松市中町二―八五	平成三〇年一〇月一日
クオール薬局 西若松店	会津若松市材木町一―一〇―一六	同 日
クオール薬局 須賀川店	須賀川市大袋町一八七―二	同 日
クオール薬局 須賀川南店	須賀川市南上町二―五―二	同 日
クオール薬局 てらまち店	須賀川市東町一―六―一	同 日
クオール薬局 鏡石北店	岩瀬郡鏡石町鏡沼二―四	同 日
クオール薬局 文京店	西白河郡矢吹町文京町二二七―三二六	同 日
クオール薬局 矢吹本町店	西白河郡矢吹町本町二―五―一	同 日
クオール薬局 新地町店	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九三―一	同 日

クオール薬局	せきしば店	喜多方市関柴町上高領字広面六八一	同	日
クオール薬局	さつき店	喜多方市松山町村松字北原三三三九一	同	日
クオール薬局	喜多方店	喜多方市松山町村松字北原三三六四二	同	日
クオール薬局	かがみいし店	岩瀬郡鏡石町久来石南四八六	同	日
クオール薬局	南会津店	南会津郡南会津町永田字下川原八一	同	日

(社会福祉課)

福島県告示第八百八十三号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション こころのあい あいづ	大沼郡会津美里町字高田甲二九九二一	合同会社 こころのあい	大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神二〇三〇一三	平成三〇年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第八百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
 平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所	在	地
変更前	変更後	所在地		
そよ風薬局相馬店	共創未来 相馬薬局	相馬市新沼字坪ヶ迫九八		
ファーマみらい 相馬塚田薬局	共創未来 相馬塚田薬局	相馬市中村字塚田五二一一 プレシヤス桜ヶ丘一階		
スマイル薬局 船引店	共創未来 船引薬局	田村市船引町船引字南通一七一一		

(社会福祉課)

福島県告示第八百八十五号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所	在	地	廃止年月日
ねもとキッズクリニック	白河市立石山一一四	白河市立石山一一四			平成三〇年九月三〇日
しらかわ腎泌尿器内科クリニック	白河市中山南二二四	白河市中山南二二四			同日

木村医院	クオール薬局 文京店	西白河郡矢吹町文京町二二七―三六	平成三〇年九月三〇日
クオール薬局 文京店	クオール薬局 矢吹本町店	西白河郡矢吹町本町二五一	同 日
クオール薬局 須賀川店	クオール薬局 新地町店	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九三―一	同 日
クオール薬局 須賀川南店	クオール薬局 須賀川市南上町二二五―二	須賀川市南上町二二五―二	同 日
クオール薬局 かがみいし店	クオール薬局 鏡石北店	岩瀬郡鏡石町久来石南四八六	同 日
クオール薬局 鏡石北店	クオール薬局 鏡石町鏡沼二二四	岩瀬郡鏡石町鏡沼二二四	同 日
クオール薬局 西若松店	クオール薬局 喜多方市関柴町上高領字広面六八一―一	喜多方市関柴町上高領字広面六八一―一	同 日
クオール薬局 せきしば店	クオール薬局 喜多方市松山町村松字北原三六四―三	喜多方市松山町村松字北原三六四―三	同 日
クオール薬局 喜多方店	クオール薬局 喜多方市松山町村松字北原三六三―九	喜多方市松山町村松字北原三六三―九	同 日
クオール薬局 さつき店	クオール薬局 南会津郡南会津町永田字下川原八一―四	南会津郡南会津町永田字下川原八一―四	同 日
クオール薬局 南会津店	クオール薬局 耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山二八	耶麻郡磐梯町大字磐梯字諏訪山二八	平成三〇年八月三十一日
有限会社 おおぞら薬局	クオール薬局 耶麻郡猪苗代町字芦原八六一―三	耶麻郡猪苗代町字芦原八六一―三	同 日
ほほえみ薬局			

福島県告示第八百八十六号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 平成三十年十二月十一日

クオール薬局 文京店	西白河郡矢吹町文京町二二七―三六	平成三〇年九月三〇日
クオール薬局 矢吹本町店	西白河郡矢吹町本町二五一	同 日
クオール薬局 新地町店	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九三―一	同 日

（社会福祉課）

福島県知事 内堀 雅 雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
清水 麻衣	喜多方市塩川町中屋沢字田中乙二九八	KEIROW 会津若松ステーション	会津若松市西七日町三一四四 TOHO ランド1F	平成三〇年一月一日
菊地 博昭	白河市表郷金山字竹ノ内六二	KEIROW 白河ステーション	白河市栄町二五―八	同 月四日

（社会福祉課）

福島県告示第八百八十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
 平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	菊地 博昭
住所	白河市表郷金山字竹ノ内六二
施術所名	KEIRROW 白河ステーション
施術所の所在地	白河市栄町二五八
指定年月日	平成三〇年一月四日

(社会福祉課)

福島県告示第八百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
南相馬市小高区村上字館腰二八九の一(国有林)
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第八百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成三十年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員(メートル)	延 長
県道常磐 勿来線	いわき市常磐下湯長谷町道下一三番三地先から	変更前 変更後	(メートル) 一〇・〇 二二・五	(メートル) 九六・七
同	市常磐下湯長谷	変更後	一五・〇	九六・七

町町下五九番地先まで

三〇・五

(道路計画課)

福島県告示第八百九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	相馬郡飯館村白石字町二八一番六地先から 同 郡 同 村白石字町二〇二番二地先まで	平成三〇年十二月三日

(道路計画課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年12月11日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名称	住所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社須賀川ドライビングスクール	福島県岩瀬郡鏡石町蒲之沢町382番地	藤田 和子	須賀川ドライビングスクール	福島県岩瀬郡鏡石町蒲之沢町353番地
黒井産業株式会社	山形県山形市宮町二丁目11番9号	高橋 博剛	扇町自動車学校	福島県会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原16番地

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 須賀川ドライビングスクール

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

- (2) 扇町自動車学校

ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程

ウ 規則第1条第7号に掲げる課程 二輪車の二人乗り安全実感増大コース

- 3 認定年月日

平成30年11月28日

(運転免許課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成三十年十二月一日現在において、次のとおりである。

平成三十年十二月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、二二一
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇一、四四三
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七九、一二四	選 挙 区	田村市 田村郡	一八、五四五
-------	-------	--------	-------	---------	--------

会津若松市	三三、三九一	南相馬市相馬郡飯館村	一九、二四五
郡 山 市	九〇、五八九	伊達市伊達郡	二七、五八九
い わ き 市	九一、五二四	本宮市安達郡	一〇、八五四
白河市西白河郡	三〇、六二五	南 会 津 郡	七、六九〇
須賀川市岩瀬郡	二六、四六二	河 沼 郡	六、三九五
喜多方市耶麻郡	二一、三二九	大 沼 郡	七、四九五
相馬市相馬郡新地町	一一、一二九	東 白 川 郡	九、〇九六
二 本 松 市	一五、六一〇	石 川 郡	一一、三七四
		双 葉 郡	一八、一四九